

7月から11月までの間、5回（勉強会1回を含む）の保育審議会が開催され、公立保育園民営化ガイドラインについて審議が行われました。その結果が、答申として11月10日に市へ提出されました。ガイドラインとは、民営化する保育園を新しい事業者に移管していくために、必要な事項を定めたものです。

今号の民営化通信では、ガイドラインの要点を紹介いたします。

「国立市立保育園民営化ガイドライン」（要点）

【ガイドラインの理念】 民営化にあたっては、子どもの最善の利益を優先

【ガイドラインの目的】

- ◆ 民営化に対する子どもと保護者の不安を解消しながら円滑な移管をする
- ◆ これまでの保育の質を維持・向上できる優良事業者の参入を促し、安定的、継続的な保育園運営を行う

【民営化の進め方】

- ◆ 保護者への情報提供と十分な説明により説明責任を果たす
- ◆ 保護者の意見・要望を反映させながら実施
- ◆ 子どもへの影響を最小限に抑え、民営化に対する保護者の不安を解消しながら取り組む

【事業者の募集】

- ◆ 6年以上の認可保育園の運営実績を持つ社会福祉法人を公募
- ◆ 事前に保護者の意見を伺い、ガイドラインに基づく募集要項を市が作成
- ◆ 募集の条件は、
 - ①「保育所保育基準」に基づく保育を基本とするなど運営全般5項目
 - ②開所時間、年間行事、しょうがい児保育の継承等基本的条件10項目
 - ③職員配置基準に基づく職員配置、1/3以上は6年以上の保育経験者の配置など職員配置等の条件5項目

【事業者の選定方法】

- ◆ 事業者選定委員会を設置し、移管事業者の選定作業を実施
- ◆ 当委員会のメンバーは、学識経験者、保育現場経験者を含む市職員等で構成
- ◆ 保護者については、保育審議会において、全保護者の代弁者の役割は負担が大きく、責任が重いとの意見から、選定にあたって意見を述べることもできるオブザーバー委員として参画
- ◆ 選定は、プロポーザル方式、つまり、実施体制、専門性、企画力、技術力、実績、創造性等を総合的に判断して移管候補者を決定します

【事業者の選定基準】

事業者の選定基準として、14項目を示しています。以下は選定基準の主なものを掲載しています

- ◆ 児童福祉の理念・公共性・公益性をもった事業者であるか
- ◆ 募集条件に基づき、保育サービスが提供できる事業者かどうか
- ◆ 市立保育園の保育水準を満たすとともに、事業者の理念、特色を活かした工夫、改善により、保育の質の維持・向上に取り組めるか
- ◆ 保育の方針や内容が、子ども本来の発達や育ちを重視し、子ども中心の良好な保育を行えるか
- ◆ 保育に対する高い専門知識や豊富な経験、意欲ある職員が確保されているか
- ◆ 市立保育園と同水準の職員配置ができるか
- ◆ 資金計画や事業運営において、健全性や透明性を確保しているか

【引継ぎ】

- ◆ 保育内容を継承。保護者・市・事業者の三者で構成する三者協議会で出された意見については、行事等に反映
- ◆ 三者協議会のメンバーは、保護者、市（担当課・当該園の園長等）、事業者（理事長・保育士）を基本とします
- ◆ 子どもへの影響を最小限に抑えるため、現在の保育士と新たな事業者が合同で保育を行う期間（合同保育期間）を移管前に設定。その期間は三者協議会で協議
- ◆ 合同保育には、移管後の担任予定の保育士等を配置
- ◆ 市は、引継ぎがガイドラインに則って計画的に実施されているかの進捗管理に責任を持って取り組む

【民営化後の取組】

- ◆ 民営化の評価として、福祉サービス第三者評価の受審を義務付け、その結果を三者協議会にフィードバックし、必要な改善を実施
- ◆ ガイドラインに示されていることや選定過程で履行を約束したことが遵守されているか定期的な確認の実施
- ◆ 民営化後の保育の状況把握のため、保護者アンケートの実施
- ◆ 保育園職員への研修など市全体の保育力向上のための人材育成に積極的に取り組む

※「国立市立保育園民営化ガイドライン」の全文（全17頁）は市ホームページにてご覧いただくことができます。